

## 鳥取県告示第408号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成23年9月13日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成23年7月19日

鳥取県東部総合事務所長 岡 村 俊 作

- 1 申請のあった年月日  
平成23年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人「十人十色」
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岸本 美鈴
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市用瀬町安蔵991
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、高齢者・児童・障害者等に対して、社会福祉に関する事業を行い、地域社会貢献に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
理事及び監事の選任方法